

総合計画について

■総合計画について

昭和 44 年の地方自治法改正以来、市町村は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すものとして基本構想を策定することが義務づけられた。

義務づけは基本構想だけだが、基本構想の下に基本計画、実施計画が策定され、全体を称して「総合計画」と呼ばれていることが多い。

■総合計画の取り扱いの変更

第五次竜王町総合計画策定後の平成 23 年 8 月に改正地方自治法が施行され、総合計画（基本構想）の策定は「義務」から「任意へ」。これにより市町村が独自で策定することとなった。

■竜王町では・・・

竜王町総合計画策定条例（平成 31 年竜王町条例第 9 号）を制定し、町の最上位計画として引き続き総合計画を策定することとした。

■総合計画の構成とその役割、計画期間

《基本構想》

【役割】まちづくりの骨幹を成すもので、長期的な展望・構想（ビジョン）を示す

【期間】計画期間は 10 年間とする。

《基本計画》

【役割】中期的な政策や目標を、施策・事業群として体系的に取りまとめたもの

【期間】総合計画の改定時に全面見直しの対象となることから、事業進捗・評価が可能な中期的な計画として計画期間は前期後期それぞれ 5 年間とする。

《実施計画》

【役割】町政を運営するにあたっての財政等を加味した具体的な事業実施計画

【期間】急激な社会情勢の変化に適応するため、施策が見通せ、且つ短期的な計画というバランスを考慮し、計画期間は 3 年間ローリング方式で毎年更新する。

■総合計画と総合戦略との関係

総合計画はまちの総合的な振興・発展を目的としており、総合戦略はその中でも人口減少克服・地方創生に特化している。

竜王町では総合戦略を総合計画の推進にあたり、人口減少克服に向けた特定の分野を強化・補完するものと位置付け、一体的に策定するものとする。